

1. 電力自由化と規制料金（特定小売供給約款料金）

2. 規制料金の審査の枠組み

3. 各事業者の申請概要

4. 料金制度専門会合における審査状況

5. 公聴会及び「国民の声」

【参考】各審査項目に係る現時点での主な論点

料金制度専門会合の委員構成

- 電力・ガス取引監視等委員会の下に置かれ、以下の12名の座長・委員・専門委員により構成。
- 規制料金の変更認可申請に係る査定方針案等を、**中立的・客観的かつ専門的な観点で検討**。

	氏名	肩書
座長	山内 弘隆	武蔵野大学経営学部 特任教授
委員	北本 佳永子	EY 新日本有限責任監査法人 常務理事 パートナー 公認会計士
	圓尾 雅則	SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター
専門委員	安念 潤司	中央大学大学院 法務研究科 教授
	男澤 江利子	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
	梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
	川合 弘造	西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
	河野 康子	一般財団法人 日本消費者協会 理事
	東條 吉純	立教大学法学部 教授
	華表 良介	ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター & パートナー
	平瀬 祐子	東洋大学理工学部 准教授
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授

(五十音順、敬称略)

料金制度専門会合における審査体制

- 規制料金の変更認可申請に係る各費用項目について、それぞれ詳細なデータの確認等が必要。
- そのため、以下のとおり、**料金制度専門会合の委員3名で一組の審査チーム**を計4チーム設置し、**審査チームごとに担当項目を設定し**、詳細な審査を実施。

各審査チームの委員構成・担当項目

審査チーム				担当項目
チームA	安念	北本	華表	<ul style="list-style-type: none">・ 経営効率化・ 人員計画・人件費・ 公租公課
チームB	河野	東條	圓尾	<ul style="list-style-type: none">・ 購入・販売電力料・ 設備投資・事業報酬・ 修繕費
チームC	男澤	松村	山内	<ul style="list-style-type: none">・ 需要想定・供給力・ 燃料費・ 控除収益・ 費用の配賦・レートメイク・約款
チームD	梶川	川合	平瀬	<ul style="list-style-type: none">・ 原子力バックエンド費用・ その他経費

(五十音順・敬称略)

料金制度専門会合における審査経過

- 2023年2月13日時点での審査経過は、以下のとおり。

2022年	12月7日	<ul style="list-style-type: none">・ 特定小売供給約款の変更認可申請に係る対応・ 事業者（5社）の変更認可申請の概要
	12月19日	<ul style="list-style-type: none">・ 前回会合で頂いた御意見に係る事務局での整理・ 経営効率化
	12月26日	<ul style="list-style-type: none">・ 需要想定・供給力①・ 購入・販売電力料
2023年	1月11日	<ul style="list-style-type: none">・ 人員計画・人件費①・ 燃料費
	1月19日	<ul style="list-style-type: none">・ 原子力バックエンド費用・ 設備投資・ 事業報酬①
	1月27日	<ul style="list-style-type: none">・ 事業報酬②・ 控除収益・ 公租公課・ 需要想定・供給力②
	2月6日	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者（2社）の変更認可申請の概要・ 修繕費・ その他経費・ 人員計画・人件費②

審査における現時点での主な論点①

審査項目	主な論点（例）
経営効率化	<ul style="list-style-type: none">資材調達や工事発注などにおける効率化努力
需要想定・供給力	<ul style="list-style-type: none">需要種別の需要の算定根拠原子力発電所の再稼働を織り込んでいる場合の燃料費・修繕費等に及ぼす影響
人員計画・人件費	<ul style="list-style-type: none">従業員1人当たりの生産性賃上げの織り込みに関する取扱い
購入・販売電力料	<ul style="list-style-type: none">発販分離会社における購入電力料の取扱い電力スポット市場価格の想定方法
燃料費	<ul style="list-style-type: none">燃料費の低減に向けた効率化努力中長期的な燃料の調達計画
原子力バックエンド費用	<ul style="list-style-type: none">法令に基づいた費用算定

審査における現時点での主な論点②

審査項目	主な論点（例）
設備投資	<ul style="list-style-type: none">・ 需要想定・供給力と設備投資計画との整合性
事業報酬 （資金調達コスト）	<ul style="list-style-type: none">・ 資金調達コストの算定に用いるデータ（例：公社債利回り）の採録期間等の妥当性
修繕費	<ul style="list-style-type: none">・ 需要想定・供給力と修繕計画との整合性・ 費用がメルクマールを超過している場合の適正性
その他経費	<ul style="list-style-type: none">・ 火力発電所の稼働に伴う灰処理費の算定方法の妥当性
公租公課	<ul style="list-style-type: none">・ 法令に基づいた費用算定・ 料金原価上の法人税等の算定方法の妥当性
控除収益	<ul style="list-style-type: none">・ 法令に基づいた費用算定

1. 電力自由化と規制料金（特定小売供給約款料金）

2. 規制料金の審査の枠組み

3. 各事業者の申請概要

4. 料金制度専門会合における審査状況

5. 公聴会及び「国民の声」

【参考】各審査項目に係る現時点での主な論点

公聴会の開催①

- 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第34条第1項の規定に基づき、「**電気料金値上げ認可申請に係る公聴会**」を以下のとおり開催。
- 2023年2月13日時点で、沖縄・四国・中国で公聴会を実施済（インターネット（YouTube）による同時中継も実施）。
- 今後、値上げ認可申請を行った他の4社についても、実施予定。

① **沖縄電力株式会社【実施済】**

日時：2023年1月30日（月）

場所：那覇市ぶんかテンプス館（沖縄県那覇市牧志3丁目2番10号）

意見陳述人募集期間：2022年12月5日（月）～2023年1月16日（月）

② **四国電力株式会社【実施済】**

日時：2023年2月1日（水）

場所：かがわ国際会議場（香川県高松市サンポート2番1号高松シンボルタワー）

意見陳述人募集期間：2022年12月5日（月）～2023年1月18日（水）

③ **中国電力株式会社【実施済】**

日時：2023年2月9日（木）

場所：広島国際会議場（広島県広島市中区中島町1番5号）

意見陳述人募集期間：2022年12月5日（月）～2023年1月26日（木）

公聴会の開催②

(続き)

④北陸電力株式会社

日時：2023年2月14日（火）10時から（2月15日（水）予備日）

場所：富山県民会館（富山県富山市新総曲輪4番18号）（※）

意見陳述人募集期間：2022年12月5日（月）～2023年1月31日（火）

⑤東北電力株式会社

日時：2023年2月16日（木）10時から（2月17日（金）予備日）

場所：日立システムズホール仙台（宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘3丁目27番5号）（※）

意見陳述人募集期間：2022年12月5日（月）～2023年2月2日（木）

⑥北海道電力株式会社【日時調整中】

⑦東京電力エナジーパートナー株式会社【日時調整中】

（※）インターネット（YouTube）による同時中継を実施。

- 電気料金の適正性について国民の皆様の理解を得るため、徹底した情報公開とともに、透明性の高いプロセスが重要であることから、電気料金値上げ認可申請を行った各事業者の申請内容について、以下の期間、**国民の皆様からの意見**を募集。

① 沖縄電力株式会社

募集期間：2022年12月5日（月）～2023年1月30日（月）

② 四国電力株式会社

募集期間：2022年12月5日（月）～2023年2月1日（水）

③ 中国電力株式会社

募集期間：2022年12月5日（月）～2023年2月9日（木）

④ 北陸電力株式会社

募集期間：2022年12月5日（月）～2023年2月14日（火） 必着（※）

⑤ 東北電力株式会社

募集期間：2022年12月5日（月）～2023年2月16日（木） 必着（※）

⑥ 北海道電力株式会社 【日程調整中】

⑦ 東京電力エナジーパートナー株式会社 【日程調整中】

（※）公聴会が予備日も開催される場合、締め切りは予備日まで延長。

- 官報・経済産業省Webサイト・経済産業省広報Twitterに案内を掲載するとともに、沖縄地域内の地方自治体・消費者団体・中小企業団体など、累計で180以上の団体に周知を依頼。
- 3名の方から意見陳述の届出があり、全員を意見陳述人として指定。
- 公聴会の模様はYouTubeで配信され、傍聴人は252名（同時視聴者数の最大値）。
- 意見陳述人からの意見陳述に加え、公聴会の開催前までに寄せられた「国民の声」を紹介。
- 電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合の委員として、河野委員・東條委員・華表委員が参加し、意見陳述人からの意見陳述や「国民の声」に対して発言。

<意見陳述における主な御意見>

- **値上げに関する御意見**（燃料調達のコスト増による一定の値上げはやむを得ない。値上げが行われた場合、受け入れざるを得ず、他の支出を抑えることも非常に困難。値上げには断固反対。段階的な値上げを検討すべき。 など）
- **経営効率化に関する御意見**（人件費抑制による従業員の離職やモチベーションの低下による長期的な経営効率の低下を懸念。役職数の適正化及び能力・パフォーマンスに基づく人事制度を整備することで人件費を抑制すべき。若手の活用により費用のみに着目しないソフト面の経営効率化に取り組むべき。 など）
- **その他の御意見**（再エネ賦課金を廃止すべき。政府による支援をお願いしたい。カーボンニュートラルへの積極的な投資をすべき。 など）

【参考】公聴会の結果概要：料金制度専門会合（第34回）資料5

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_electricity/pdf/0034_05_00.pdf

- 官報・経済産業省Webサイト・経済産業省広報Twitterに案内を掲載するとともに、四国地域内の地方自治体・消費者団体・中小企業団体など、累計で200以上の団体に周知を依頼。
- さらに、地元の消費者団体に再周知も実施したが、意見陳述の届出が無かったため、意見陳述は実施せず、「国民の声」として寄せられた意見を紹介するとともに、四国電力や資源エネルギー庁から回答。
- 公聴会の模様はYouTubeで配信され、傍聴人は45名（同時視聴者数の最大値）。
- 電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合の委員として、梶川委員・川合委員・圓尾委員が参加し、「国民の声」に対して発言。

<「国民の声」における主な御意見>

- **値上げに関する御意見**（値上げ反対。段階的な値上げをすべき。値上げ幅が大きい。燃料価格高騰による値上げはやむを得ない。値上げに係る行政支援が不可欠。 など）
- **原子力発電に関する御意見**（早期に再稼働すべき。小型原子力発電を新設すべき。原子力発電にコストをかけて使い続けることを見直すべき。 など）
- **人件費・経営効率化・経営責任に関する御意見**（人件費を削減すべき。どのくらい身を削ったかを公開すべき。経営努力が足りない。顧客を軽視している。 など）

【参考】公聴会の結果概要：料金制度専門会合（第34回）資料5

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_electricity/pdf/0034_05_00.pdf

- 官報・経済産業省Webサイト・経済産業省広報Twitterに案内を掲載するとともに、中国地域内の地方自治体・消費者団体・中小企業団体など、累計で200以上の団体に周知を依頼。
- 4名の方から意見陳述の届出があり、全員を意見陳述人として指定。
- 公聴会の模様はYouTubeで配信され、傍聴人は112名（同時視聴者数の最大値）。
- 意見陳述人からの意見陳述に加え、公聴会の開催前までに寄せられた「国民の声」を紹介。
- 電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合の委員として、安念委員・河野委員・松村委員が参加し、意見陳述人からの意見陳述や「国民の声」に対して発言。

<意見陳述における主な御意見>

- **カルテルと値上げに関する御意見**（カルテルと値上げが同時期に起こったということは何かあるのではないか。カルテルの真相と責任が明らかになるまで値上げすべきでない。値上げ申請は一旦保留すべき。 など）
- **原子力発電に関する御意見**（値上げ抑制のために再稼働を求めているが解決策となるのか疑問。原子力発電関係の費用が電気料金にどのくらい含まれているか可視化すべき。再稼働による燃料費削減効果だけでなく、使用済核燃料の処理費用や補償に関する費用も考慮すべき。 など）
- **再生可能エネルギーに関する御意見**（再生可能エネルギーの普及に政策面・技術面共に本気で実行してこなかった。火力発電を極力抑えて太陽光発電を最大限利用すべき。なぜ再エネ賦課金を支払い続けなければならないのか。 など）

1. 電力自由化と規制料金（特定小売供給約款料金）
2. 規制料金の審査の枠組み
3. 各事業者の申請概要
4. 料金制度専門会合における審査状況
5. 公聴会及び「国民の声」

【参考】各審査項目に係る現時点での主な論点

料金審査における「経営効率化」の位置づけ

- 電気事業法等の一部を改正する法律（改正法）附則では、規制料金（特定小売供給約款料金）が「**能率的な経営の下における適正な原価**」に基づくことを認可の条件としており、各費用の性格に応じて、適切な**経営効率化を織り込んだ原価査定**を行う。

【参考】電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則（抜粋）

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二～四 （略）

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（平成28年制定）（抜粋）

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第1節 基本的考え方

1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費は原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。
2. 契約及び法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。
3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。
4. 申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。
5. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。
6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

経営効率化に係る論点（例）①

【これまでの取組】

- これまでに、どのような経営効率化に取り組んできたか。
- 今回申請を行った事業者のうち、震災後に料金値上げをした事業者（東北電力・四国電力）について、前回認可（2013年）で織り込んだ効率化目標を達成できているか。

【今回申請に係る取組】

- 原価算定期間（2023～25年度）において、どのような経営効率化を織り込んでいるか。特に、資材調達や工事・委託事業等*（以下「資材・役務調達等」という。）で、どのような取組を行う予定か。
- どのような根拠をもとに、効率化目標を設定しているか。また、その目標設定は妥当か。
- 本社だけでなく、子会社・関係会社における効率化も織り込まれているか。

※ 個別原価（例：人件費・燃料費）における経営効率化については、後日、個別原価を御議論頂く際に取り扱うこととし、今回は、複数の原価にまたがる共通の事項（資材・役務調達等）について御議論頂きたい。

経営効率化に係る論点（例）②

【競争入札】

- 競争入札比率は、どの程度を予定しているか。
- 仮に、競争入札比率が低い場合、その理由は何か。

【競争入札以外の取組】

- 新規の調達先を開拓するなど、競争環境を確保しているか。
- まとめて発注することでスケールメリットを確保する、計画的な工事発注によりコスト削減等を行う、コスト削減等を可能とする技術提案を募集するなど、効率化のための工夫を行っているか。

【効率化に関する事業者間の比較】

- 事業者によって、経営効率化額として盛り込んでいる対象範囲・期間・算定方法等が異なるが、どのようにして事業者間の比較を行うことが適切か。

料金審査における「需要想定・供給力」の位置づけ

- 「需要想定」については、電気事業法第29条第1項の規定に基づいて、電気事業者が電力広域的運営推進機関を經由して経済産業大臣に届け出る「供給計画」等を基に、原価算定期間における規制部門（低圧規制）の電力需要（特定需要）と自由化部門（特別高圧・高圧・低圧自由）の電力需要（非特定需要）をそれぞれ算定することとなっている。
- また、「供給力」についても、「供給計画」等を基に、上記の需要想定に対応する形で策定される。
- なお、料金算定における「需要想定・供給力」は「供給計画」をベースとするが、規制料金の算定のために集計区分を整理することや、「供給計画」では未定となっている項目に一定の仮定を織り込んで補正することなどが行われる場合がある。そのため、「供給計画」と料金算定で用いる「需要想定・供給力」は、必ずしも一致しない（※詳細は次ページを参照）。

【参考】「需要想定・供給力」の策定イメージ (※事業者によって詳細な策定方法は異なることに留意)

電事法に基づく供給計画
 (※発販一体の場合)

①小売電気事業者としての供給計画

- 小売需要
- 小売調達 (社内調達、他社受電、市場調達等)

②発電事業者としての供給計画

- 供給力 (自社発電、他社受電、市場調達等)
- 卸売 (社内卸売、他社卸売等)

電力広域的運営推進機関
 を経由して経済産業大臣に
 毎年度届出

社内取引の相殺等

③供給計画の合成

- 需要想定 (小売需要、他社卸売等)
- 供給力 (自社発電、他社受電、市場調達等)

料金算定のための整理・補正

④料金審査における「需要想定・供給力」(原価算定期間：3年間)

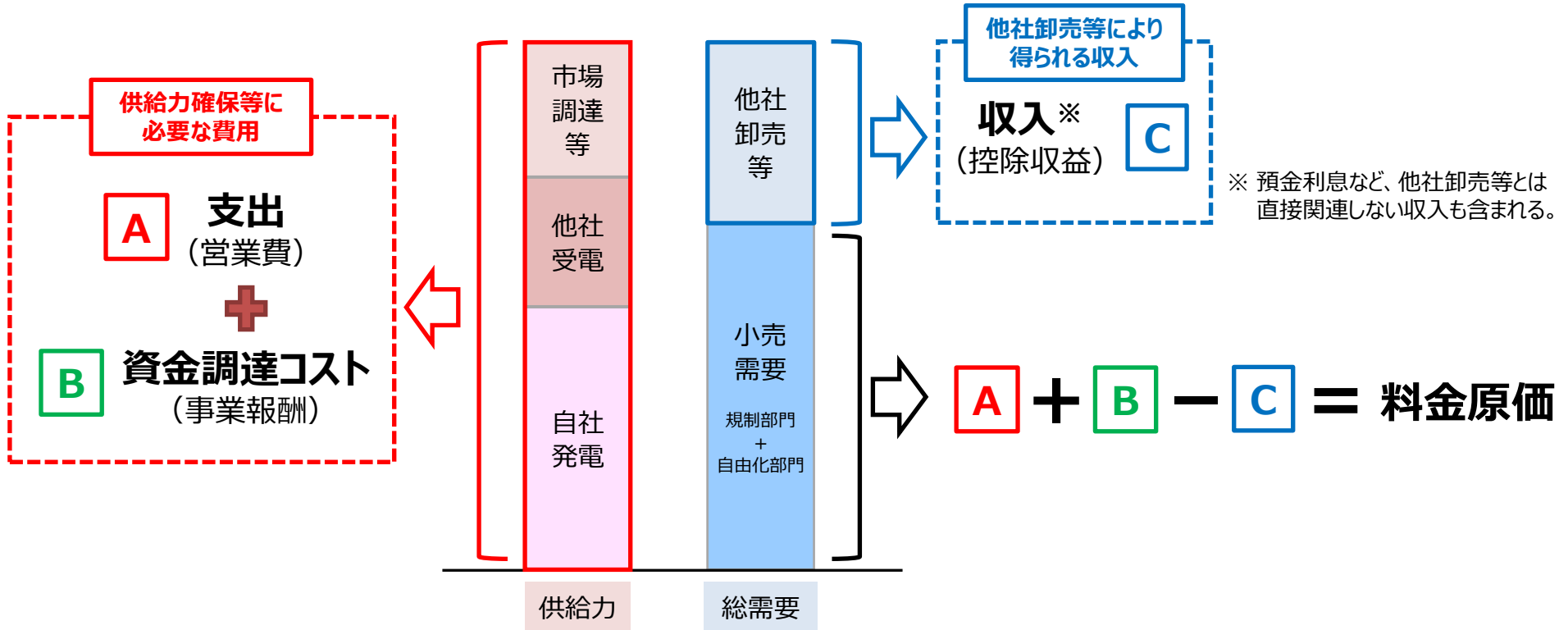
- 需要想定に関する変更点 (例)
 - ✓ 「規制部門 (低圧規制)」と「自由化部門 (特別高圧・高圧・低圧自由)」に整理
- 供給力に関する変更点 (例)
 - ✓ 「調達先未定」としていたものを、「市場調達」等に変更
 - ✓ 経済性を重視した電源運用に変更

：料金審査で主に確認する範囲

「需要想定・供給力」を基に
 各種費用等を算定

料金算定

【参考】「需要想定・供給力」と料金原価の関係 (イメージ)



みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 (平成28年経済産業省令第23号) (抜粋)

(認可料金の原価等の算定)

第二条 改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定しようとするみなし小売電気事業者 (以下「事業者」という。) は、四月一日 (中略) を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間 (以下「原価算定期間」という。) を定め、当該原価算定期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額 (以下「原価等」という。) を算定しなければならない。

2 四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあつては、前項で定める原価等は、事業年度ごとに次条の規定により算定される営業費及び第四条の規定により算定される事業報酬の合計額から第五条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額 (以下「期間原価等」という。) を合計した額とする。

3 (略)

【参考】参照条文

電気事業法（昭和39年法律第170号）（抜粋）

第四款 供給計画

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（中略）、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

2 （略）

3 電気事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

4～6 （略）

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号）（抜粋）

（需要等の算定）

第九条 事業者は、送配電非関連需要（当該事業者が小売供給を行う場合の需要をいう。以下この款において同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。以下この款において同じ。）及び特定需要ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一 最重負荷日の最大需要電力の平均値（以下「最大電力」という。）

二 四月一日から九月末日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（以下「夏期尖頭時責任電力」という。）

三 十月一日から翌年三月末日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（以下「冬期尖頭時責任電力」という。）

四 その電気を供給する事業の用に供するために事業者が発電する電気の量及び他の者から受電する電気の量を合計して得た値から当該事業者がその小売電気事業等（小売電気事業及び発電事業（その小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）をいう。以下同じ。）を行うために使用する電気の量を控除して得た値の平均値（以下「発受電量」という。）

五 月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）

2～6 （略）

「需要想定・供給力」及び「供給計画」に係る論点

- 各事業者が今回の料金算定に用いた「供給計画」は、北陸電力・沖縄電力においては昨年3月に、その他の3事業者においては昨年11月に、それぞれ経済産業大臣に届け出たものである。
- これらの「供給計画」と、今回申請における「需要想定・供給力」に係る論点は、以下のとおり。

1. 事務局では、以下の視点から、「需要想定・供給力」及び「供給計画」の詳細を確認していくが、その他に確認すべき点はあるか。
 - 需要種別の需要（特別高圧・高圧・低圧自由・低圧規制）の算定根拠は何か。特に、低圧自由と低圧規制の配分は、どのような根拠に基づいているか。
 - 需要について、節電効果、「自社から他社への離脱」の影響（離脱影響）、「他社から自社に戻る需要」（戻り需要）などをどのように織り込んでいるか。
 - 料金算定における「需要想定・供給力」は、「供給計画」と異なる前提を用いているか。仮に、異なる前提を用いている場合は、その内容・理由は合理的か。
2. 今回の料金値上げに伴って、規制料金からの離脱が生じる可能性があるが、この影響について、料金審査で考慮すべきか。（※今回新たに料金を算定した上で、当該料金の水準を踏まえて離脱影響を推定し、その影響を需要想定に反映した場合、料金算定の基礎となる需要想定を循環参照することとなる点に留意。）

料金算定規則及び料金審査要領における規定①

- 役員給与・給料手当等の人件費については、料金算定規則において、実績値等を基に算定することとなっている。また、料金審査要領において、人員計画・人件費の審査に係るメルクマール等の考え方が示されている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給（中略）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給 実績値及び法第二十九条の規定による届出をした供給計画（以下単に「供給計画」という。）等を基に算定した額

二～十一 （略）

料金算定規則及び料金審査要領における規定②

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第1節 基本的考え方

1. ～4. (略)
5. 従業員以外のものであってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。
6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

第2節 営業費

1. 人員計画・人件費

- (1) 人員計画については、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、当該申請事業者の個別事情を勘案しつつ査定を行う。
- (2) 役員数については、最大限の効率化努力を前提に、業務執行上必要不可欠なものとなっているかを確認する。
- (3) 役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均）と比較しつつ査定を行う。
- (4) 給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。
- (5) 申請事業者から関係会社又は団体等への出向者に係る給料手当については、電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるものに限り原価への算入を認める。
- (6) 退職給与金については、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。また、従業員の年金資産の期待運用収益率については、過去の申請事業者の期待運用収益率や他の事業者の期待運用収益率を踏まえ査定を行う。
- (7) 法定厚生費については、健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であることを踏まえ、単一・連合やガス事業及び水道事業等における健康保険組合の事業主負担割合を勘案しつつ査定を行う。
- (8) 一般厚生費については、労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。ただし、持株奨励金及びイメージ広告に類似するものに係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。
- (9) 委託検針費、委託集金費、雑給等については、業務内容を踏まえ、他の事業者に係るこれらの費用と比較しつつ査定を行う。
- (10) 地方議員兼務者の電気事業に従事していない時間に係る給与については、原価への算入を認めない。

人員計画に係る主な論点

- 人員計画については、料金審査要領に基づき、原価算定期間（2023～25年度）における採用者数・退職者数などを含めた経費対象人員数の妥当性を確認するとともに、1人当たりの生産性の水準についても、他のみなし小売電気事業者（今回値上げ申請をしていない事業者を含む。）と比較することとなっている。
- 上記の事業者間比較を行うにあたり、一部の事業者では発電部門が分社化されているが、公平な比較を行う観点から、どのような手法を用いることが妥当か（例えば、当該事業者を除いた平均値と比較することや、販売部門などの部門ごとに比較することなどが考えられる。）。
- また、1人当たりの生産性を比較する指標として、販売電力量・売上高・契約口数などを用いることが考えられるが、各種指標をどのように用いることが適当か。
- 今回値上げ申請を行った事業者は、事業者間で事業規模が大きく異なるが、各社共通の基準で比較すべきか（例えば、一定の考え方に基づいてグルーピングし、当該グループ内で比較を行うといった手法も考えられる。）。
- なお、過去の料金値上げ（2012～15年）と比較し、高年齢者雇用安定法に基づく従業員の再雇用が増加している。これを踏まえ、事業者間比較を行う際には、正社員と同等の勤務形態にある人員も含め、人員数の妥当性を確認することとしてはどうか（また、労働契約法に基づく無期労働契約も増加しているため、今後、事務局で無期労働契約についても確認予定。）。

人件費に係る主な論点

- 原価算定期間（2023～25年度）における人件費の算定が、料金審査要領等に則っているか。
- 人員計画と同様、人件費についても、正社員と同等の勤務形態にある人員を含めて検討することが必要と考えられる。一方、事業者によって、再雇用者等の給与を「給料手当」と「雑給」のいずれに含めるか、会計整理が異なっている。そのため、「給料手当」と「雑給」の両方を勘案して、給与水準等を確認することとしてはどうか。
- また、料金審査要領では、「消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない」こととしている。一方で、消費者庁における主なチェックポイント（2022年8月）（※次ページを参照）では、「料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか」が含まれているところ、これを踏まえてどのように審査すべきか。

【参考】消費者庁における主なチェックポイント

消費者庁資料を
事務局にて一部加工

公共料金等の新規設定や変更の協議に当たっての 消費者庁における主なチェックポイント

令和4年8月19日
消費者庁

①決定過程の透明性の確保

- 所管省庁の審議会等における審議過程が公表されているか

②消費者参画の機会の確保

- パブリック・コメント等の実施により、利用者等の意見を聴取しているか
- 所管省庁の審議会等において、消費者団体等を参画させているか
- 認可等の後、改定内容に関して消費者に分かりやすく丁寧な説明に努めることとしているか

③料金の適正性の確保

- 法令等に基づいた適切な料金が算出されているか
 - ・ 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えていないか
 - ・ 不当な便乗値上げとなっていないか
 - ・ **料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか**
- 料金の算定基準等が公表されているか

生産性の比較に係る主な論点

- 第31回料金制度専門会合における委員からのご意見等を踏まえ、生産性の比較を行うため、以下に掲げる指標を事務局で試算した。
 - ① 総人員当たり販売電力量等
 - ② 販売部門人員当たり販売電力量等
 - ③ 発電部門人員当たり発電電力量等
 - ④ 販売電力量等当たり人件費
- これらの指標について事業者間比較を行った上で、**東北・北陸・中国・四国・沖縄の5事業者**
(以下「5事業者」という。)における生産性をどのように評価するか（なお、本年1月に値上げ申請を行った北海道・東京にも適用しうる評価方法とすることも重要である。）。

生産性の比較（全体概要）

- 各指標を比較した結果、**東北・中国は概ね他社平均の水準を上回った。**
- また、**北陸・四国・沖縄は他社平均の水準を下回る場合があるが、販売部門人員当たり売上高など、いくつかの指標では、他社平均の水準を上回る場合もあった。**
- そのため、5事業者とも、**人員数が明らかに過剰な水準とは言えないのではないか。**

【総人員当たり販売電力量等】

	指標	東北	北陸	中国	四国	沖縄
1	総人員当たり総販売電力量	○		○		
2	総人員当たり小売販売電力量	○		○		
3	総人員当たり売上高	◎	○	○	○	○
4	総人員当たり契約口数	○		○		

【販売部門人員当たり販売電力量等】

	指標	東北	北陸	中国	四国	沖縄
5	販売部門人員当たり総販売電力量	◎		○		
6	販売部門人員当たり小売販売電力量	◎		◎		
7	販売部門人員当たり売上高	◎	◎	◎	◎	◎
8	販売部門人員当たり契約口数	○		○		

【発電部門人員当たり発電電力量等】

	指標	東北	北陸	中国	四国	沖縄
9	発電部門人員当たり発電電力量	○		○		
10	発電所当たり人員（水力）	○	○	○		-
11	発電所当たり人員（火力）			○		○
12	発電所当たり人員（原子力）	○	○		○	-
13	発電所当たり人員（新エネ）		○	○		-
14	認可出力当たり人員（水力）			○		-
15	認可出力当たり人員（火力）	○		○		
16	認可出力当たり人員（原子力）	○	○			-
17	認可出力当たり人員（新エネ）	○		○		-

【販売電力量等当たり人件費】

	指標	東北	北陸	中国	四国	沖縄
18	総販売電力量当たり販売部門人件費	◎	◎	◎	○	
19	小売販売電力量当たり販売部門人件費	◎	○	◎	○	○
20	売上高当たり販売部門人件費	◎	◎	◎	◎	◎
21	契約口数当たり販売部門人件費	◎		◎		◎
22	発電電力量当たり発電部門人件費	○	○	○	○	

※上記の表について、「◎」印は各指標の10社平均の水準を上回っているもの、「○」印は8社平均等（10社平均以外）の水準を上回っているもの。

役員数・役員給与① (総括表)

- 現行原価における役員数・役員給与と、今回の申請原価に織り込まれた役員数・役員給与は、以下のとおり。
- なお、現行原価は、発送電分離前のものであり、送配電事業分も含むことに留意が必要である。

		東北					北陸					中国					四国					沖縄				
		申請原価		現行原価			申請原価		現行原価			申請原価		現行原価			申請原価		現行原価			申請原価		現行原価		
		社内	社外	社内	社外	差	社内	社外	社内	社外	差	社内	社外	社内	社外	差	社内	社外	社内	社外	差	社内	社外	社内	社外	差
人数	社内取締役 (常勤)	8	0	15	0	▲7	5	0	11	0	▲6	6	0	12	0	▲6	8	0	12	0	▲4	4	0	13	0	▲9
	社外取締役 (非常勤)	0	4	0	0	+4	0	4	0	0	+4	0	1	0	1	0	0	0	0	1	▲1	0	2	0	1	+1
	社内監査役 (常勤)	1	0	2	0	▲1	2	0	2	0	0	1	0	3	0	▲2	1	0	2	0	▲1	1	0	2	0	▲1
	社外監査役 (非常勤)	0	3	0	3	0	0	3	0	3	0	0	3	0	4	▲1	0	5	0	3	+2	0	1	0	3	▲2
	合計	9	7	17	3	▲4	7	7	13	3	▲2	7	4	15	5	▲9	9	5	14	4	▲4	5	3	15	4	▲11
1人当たり平均 (百万円)		20	12	18	8	-	18	7	32	5	-	20	8	43	14	-	20	9	18	8	-	20	5	21	5	-

※ 監査等委員会設置会社である東北・中国・四国では、現在、監査等委員である取締役が監査役と同様の職務を担っているため、各社の監査等委員については、社内・社外・常勤・非常勤の区分に基づき、監査役の欄に整理。

※ 各社の「現行原価」の役員数はNW分も含む値。沖縄は、現在も一休会社であるもの、申請値はNW分を除いた値。

※ 沖縄の1人当たり平均の現行原価は、事業者から訂正の連絡があったことから、前回提示した19百万円から21百万円に修正。

役員数・役員給与②（社内役員）

- 社内取締役の人数について、**四国電力**は事業規模に比して多いが、それぞれの社内取締役には担当部門が割り振られ、役員間での担当部門の重複は無かったため、**不適切とは言えない**と考えられる。
- また、**社内監査役の人数**も、各事業者とも1名又は2名であり、**必要不可欠な範囲**と考えられる。
- さらに、**社内役員の役員報酬**は、料金審査要領に基づき、**国家公務員指定職の平均水準**となっている。

【参考1：国家公務員指定職の年収概算（経済産業省試算）】

	年収概算
指定職俸給表8号俸（事務次官等）	2,317万円
指定職俸給表6号俸（外局の長官等）	2,041万円
指定職俸給表4号俸（内部部局の長等）	1,765万円
単純平均	2,041万円

※内閣総理大臣決定による。

※概算は経済産業省によるものであり、調整額（令和3年12月のボーナス引き下げ額）及び令和4年人事院勧告は考慮していない。

【参考2：中部電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（平成26年4月）における国家公務員指定職の年収概算】

	給与改定特例法による減額前	給与改定特例法による減額後 ^{※2}
指定職俸給表8号俸（事務次官等） ^{※1}	2,265万円	2,044万円
指定職俸給表6号俸（外局の長官等） ^{※1}	1,995万円	1,800万円
指定職俸給表4号俸（内部部局の長等） ^{※1}	1,724万円	1,556万円
単純平均	（今回の申請） 1,994万円	（先行他社の水準） 1,800万円

※1：人事院規則9-42 別表に定めるところによる。

※2：平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間適用。

役員数・役員給与③（社外役員）

- 社外役員数（取締役・監査役）について、東北・北陸・四国・沖縄が増加しているため、コーポレートガバナンスの強化との関係も踏まえ、役員の担務を個別に確認した。
- 5事業者は、コーポレートガバナンス・コード（東証プライム市場の上場企業に求められている企業統治）への対応として、取締役会の3分の1以上を社外取締役としているが、社外取締役数の割合が過半数を超えている事業者はいなかった（北陸44.4%、東北43.7%、中国36.3%、四国35.7%、沖縄33.3%）。
- また、ほとんどの社外役員は、取締役会における審議のみならず、指名・報酬委員会の委員なども担務しており、不適切な増員とは言えないと考えられる。
- その上で、社外役員の給与水準について、第31回料金制度専門会合では、東北・四国の1人当たり給与水準が、過去の託送料金や規制料金の査定水準（※1人当たり800万円）よりも高い水準であることに関して御議論をいただいた。
- 委員からは、「電力業界以外を見ると、重い責任を負っている社外取締役が増えているのは確かであり、一律800万円の水準とするのが良いのか」との御意見があった。
- 一方で、今回の値上げ水準を踏まえると、最大限の効率化努力を求めることとし、過去の査定水準（1人当たり800万円）を上限としてはどうか。

給料手当：従業員1人当たりの年間給与水準①（申請値の算定方法）

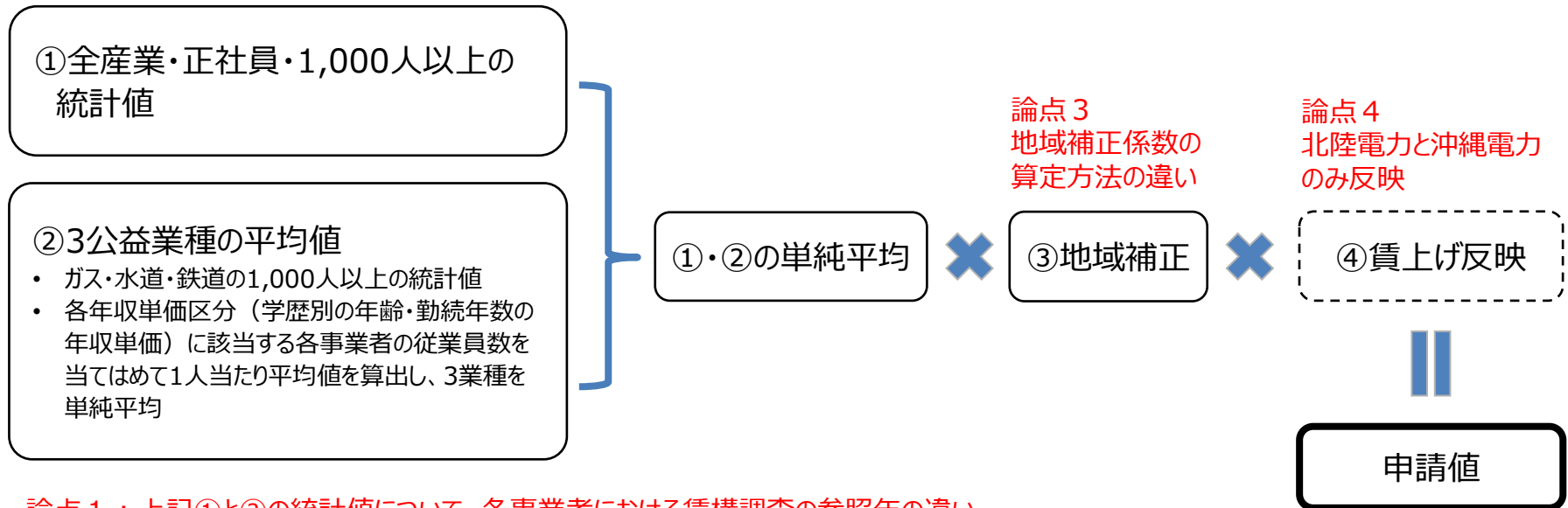
- 料金審査要領（※）において、従業員1人当たりの年間給与水準は、賃金構造基本統計調査（以下「賃構調査」という。）等を基に算定することとなっているところ、**賃構調査の参照年、地域補正係数の算定方法、賃上げ反映の有無など、各事業者で算定方法には差異**がある。

※料金審査要領（抜粋）：「給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行う。その際、**地域間の賃金水準の差**については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。」

- 各事業者の算定方法の違いを踏まえ、どのように審査すべきか（各論点の詳細は後掲）。

【申請値の算定方法】

賃金構造基本統計調査



論点1：上記①と②の統計値について、各事業者における賃構調査の参照年の違い
論点2：3公益業種の平均値の算定に用いる従業員数の集計時点の違い

給料手当：従業員1人当たりの年間給与水準②（申請値の比較）

- 各事業者における従業員1人当たりの年間給与水準は、以下のとおり。

(単位：万円)

	現行原価※	申請原価	賃金構造 基本統計調査	3公益業種平均				地域補正 係数	賃上げ反映
				ガス	水道	鉄道	平均		
東北	596	626	578.5	756	623	678	686	0.992	-
北陸	750	641	598.5	745	575	671	664	0.974	1.5%/年
中国	829	612	578.5	772	625	686	694	0.962	-
四国	615	640	598.5	782	607	699	696	0.989	-
沖縄	704	672	578.5	809	630	720	720	0.985	3%/年

※現行原価について、東北・四国は2013年の料金改定時の査定値、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時の申請値。

給料手当：従業員1人当たりの年間給与水準③（論点1・2）

- 事業者によって、賃構調査の参照年や、3公益業種平均（ガス・水道・鉄道）の算定に用いる従業員数の採取時点が異なるが、これらについて、どのように考えるか。

<論点1：各事業者における賃構調査の参照年の違い>

- 東北・中国・沖縄は令和3年調査、北陸・四国は令和元年調査を参照。北陸・四国によれば、賃構調査を行った厚生労働省の指摘（※）を踏まえ、新型コロナ禍の影響を受けていない令和元年調査を参照。（※令和2年及び令和3年調査の公表時に、新型コロナ禍の影響で令和元年以前と比べて要件を満たす労働者の割合が減少し、公表値もその影響を受けている可能性があるため、結果の活用にあたり留意が必要である旨を指摘。）
- 最新の調査（令和3年）以外の調査を参照することは、料金審査要領を逸脱するとは言いがたいものの、参照年を恣意的に選択することも可能と考えられる。そのため、恣意性を排除する観点から、最新の令和3年調査を参照することとしてはどうか。

	ガス	水道	鉄道	平均	年度	
賃構調査 (全産業・正社員)				579	令和3年	東北・中国・沖縄の 参照値
				581	令和2年	
				599	令和元年	
3公益 業種平均	674	581	576	610	令和3年	北陸・四国の参照値
	651	578	589	606	令和2年	
	631	553	594	593	令和元年	

<論点2：3公益業種の平均値の算定に用いる従業員数の集計時点の違い>

- 各事業者における集計時点は、以下のとおり。
 - ✓ 東北：2021年度末の実績値、北陸：2020年6月の実績値、中国・四国：2022年4月1日時点の実績値
 - ✓ 沖縄：2023～25年の労務構成（想定値）を基に算定
- 論点1と同様、恣意性を排除する観点から、集計時点を2021年度末の実績値に統一してはどうか。

給料手当：従業員1人当たりの年間給与水準④（論点3・4）

- 事業者によって、地域補正係数の算定方法や賃上げの反映の有無が異なるが、これらについて、どのように考えるか。

<論点3：地域補正係数の算定方法の違い>

- 料金審査要領に記載されている人事院の「地域別の民間給与との較差」調査は、2012年以降、調査が行われていない。
- こうした事情を踏まえ、下表のとおり、事業者によって、地域補正係数の算定方法が異なっている。
- 北陸・中国は、2012年の人事院調査を用いて補正しているが、当該調査は10年前のものであるため、これを参照すると、足下の状況と乖離する可能性があるのではないかと。また、補正方法についても、恣意性が入る可能性があるのではないかと。
- 恣意性排除の観点から、各社共通の手法として、最新（令和3年）の「消費者物価地域差指数」を用いることとしてはどうか。

	地域補正係数	地域補正係数の算定方法
東北	0.992	令和3年消費者物価地域差指数から各拠点（東北地域及び東京）の同指数を従業員数で加重平均
北陸	0.974	人事院「地域別の民間給与との較差（2012年）」を採用し、「中部地域÷全国」にて算定
中国	0.962	人事院「地域別の民間給与との較差（2012年）」に「令和3年消費者物価地域差指数」の伸び率を反映し算定
四国	0.989	令和3年消費者物価地域差指数の四国地方値
沖縄	0.985	令和3年消費者物価地域差指数の沖縄地方値

<論点4：賃上げの反映の有無>

- 全産業向けの政府の賃上げ要請（※）を踏まえ、北陸は1.5%/年、沖縄は3%/年の賃上げを料金原価に織り込んでいる。
- 「消費者庁における主なチェックポイント」も踏まえ、賃上げの反映について、どのように考えるべきか。仮に、賃上げを反映する場合は、どのような考え方に基づいて審査すべきか。

※岸田内閣総理大臣のコメント概要（2022.7.22 経団連 夏季フォーラム講演）

- ✓ 成長と分配の好循環を実現するための鍵は、持続的な賃上げである。
- ✓ 3%以上の賃上げを実現してもらいたい。
- ✓ 経済界の皆様方には、賃上げは次の成長への投資である、あるいは企業の社会的責任である。こうしたことを改めて御認識いただければと思う。
- ✓ 賃上げ税制、開示ルールの整備など、賃上げしやすい雰囲気を醸成するため、政府としても総合的な取組を進める。
- ✓ 今後も今年以上の持続的な賃上げが求められる。

賃上げを反映しなかった事業者の考え方

- 料金審査要領では、エスカレーションについて、「原則として原価への算入を認めない」としている。
- その上で、今回の値上げ申請において、賃上げを反映しなかった事業者に、その考え方を聴取したところ、以下のとおり。
 - 東北：過去の値上げ審査の内容や料金審査要領に基づいて、賃上げ等の新しい考え方は織り込んでいない。賃上げは収支、ステークホルダーの理解、従業員のモチベーション等を総合的に勘案し、労組との協議によって決めていくもの。
 - 中国：安定供給に必要な優秀な人材確保の観点から賃上げは重要な課題と考えているが、料金審査要領に基づき設定されたメルクマールを適用することとした。
 - 四国：消費者物価指数の伸びを踏まえて、賃上げを通じて賃金水準の底上げを図ることが必要と認識しているが、料金審査要領に基づき、賃上げを織り込んでいない。

第31回 料金制度専門会合
資料5より抜粋

<論点4：賃上げの反映の有無>

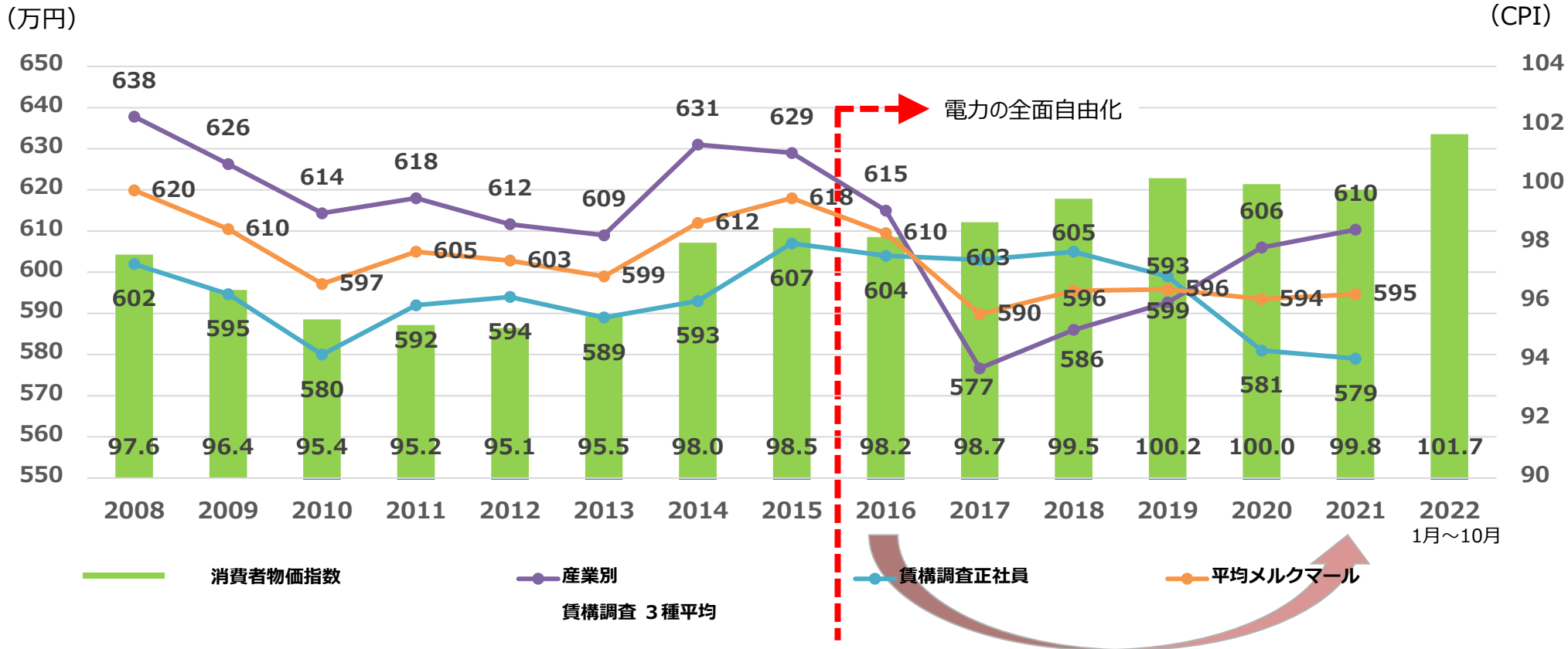
- 全産業向けの政府の賃上げ要請（※）を踏まえ、北陸は1.5%/年、沖縄は3%/年の賃上げを料金原価に織り込んでいる。
- 「消費者庁における主なチェックポイント」も踏まえ、賃上げの反映について、どのように考えるべきか。仮に、賃上げを反映する場合は、どのような考え方に基づいて審査すべきか。

※岸田内閣総理大臣のコメント概要（2022.7.22 経団連 夏季フォーラム講演）

- ✓ 成長と分配の好循環を実現するための鍵は、持続的な賃上げである。
- ✓ 3%以上の賃上げを実現してもらいたい。
- ✓ 経済界の皆様方には、賃上げは次の成長への投資である、あるいは企業の社会的責任である。こうしたことを改めて御認識いただければと思う。
- ✓ 賃上げ税制、開示ルールの整備など、賃上げしやすい雰囲気醸成するため、政府としても総合的な取組を進める。
- ✓ 今後も今年以上の持続的な賃上げが求められる。

消費者物価指数の傾向

- **消費者物価指数**（CPI、生鮮食品を除く総合）は近年上昇傾向であり、電力の全面自由化が行われた**2016年と比較して、2021年は1.6%上昇（年0.32%上昇）**している。
- 直近の**2021年度の賃構調査のデータ**等を基に、上記の**年0.32%の上昇率を反映**した場合の給与水準の試算値は、次ページのとおり。



1.6%上昇（年0.32%上昇）

※消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）の2022年値は、1～10月の平均値。
 ※産業別賃構調査（公益3業種平均）の2008年値は、ガスの値が非公表のため、鉄道と水道の平均値。

消費者物価指数の上昇率を反映した場合の給与水準の試算値

- 前ページに記載した前提を基に、各事業者における従業員1人当たりの年間給与水準を、事務局で機械的に試算した結果は、以下のとおり。
- これを踏まえて、例えば、事業者ごとに申請値と試算値を比較し、小さい方の値を採用することなどが考えられる。

①5事業者の申請値

(単位：万円)

	申請原価	賃金構造 基本統計調査	3公益業種平均				地域補正 係数	賃上げ反映
			ガス	水道	鉄道	平均		
東北	626	578.5	756	623	678	686	0.992	-
北陸	641	598.5	745	575	671	664	0.974	1.5%/年
中国	612	578.5	772	625	686	694	0.962	-
四国	640	598.5	782	607	699	696	0.989	-
沖縄	672	578.5	809	630	720	720	0.985	3%/年

②事務局試算値

(単位：万円)

	① 賃金構造 基本統計調査	3公益業種平均				③ 地域補正 係数	④ 物価 上昇率	従業員1人当たりの年間給与水準の試算値			
		ガス	水道	鉄道	② 平均			物価上昇未反映	物価上昇反映 (0.32%/年)		
								⑤ = (①+②) * ③/2	2023 ⑥ = ⑤ + ⑤ * ④	2024 ⑦ = ⑥ + ⑥ * ④	2025 ⑧ = ⑦ + ⑦ * ④
東北	579	756	623	678	686	0.992	0.32%	627	629	631	633
北陸	579	752	601	666	673	0.989	0.32%	619	621	623	625
中国	579	773	629	684	695	0.988	0.32%	629	631	633	635
四国	579	777	639	692	703	0.989	0.32%	634	636	638	640
沖縄	579	788	606	696	697	0.985	0.32%	628	630	632	634

※2021年の賃金構造基本統計調査の数値を採用。また、3公益業種の平均値の算定に用いた従業員数は、2021年度末の実績値。

※地域補正係数は、令和3年消費者物価地域差指数の地方値の値。

料金算定規則および料金審査要領における規定

- 料金算定規則において、購入電力料（他社購入電源費）については営業費の一部として算定する一方、販売電力料（他社販売電源料）については控除収益の一部として算定し控除することとされている。

【参考】料金算定規則（抜粋）

(営業費の算定)

第三条

2 八 他社購入電源費及び非化石証書購入費 供給計画等を基に算定した額

(控除収益の算定)

第五条 事業者は、控除収益として、他社販売電源料(再生可能エネルギー電気特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気の料金を除く。第六条、第八条及び第二十条において同じ。)、託送収益(接続供給託送収益を除く。以下同じ。)、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益(以下「控除収益項目」という。)の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

2 控除収益項目の額は、別表第一第一表により分類し、実績値及び供給計画等を基に算定した額とする。

【参考】料金審査要領（抜粋）

第2節 営業費

2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料にあつては調達価格の指標（CIF価格やRIM価格等）や諸経費（輸送費及び管理費）の妥当性を確認するとともに共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。また、算定規則第19条又は第33条の規定に基づき、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合における燃料費については、数量及び単価の双方について査定を行う。

購入・販売電力料（全体） 主な論点

- 大前提として、各事業者においては、自社電源も含めて経済性（メリットオーダー）を前提に、他社から購入する電力量を算定しているか（例えば、他社火力について、運転単価の安い電源がより高稼働となるよう織り込まれているか）。その際、効率化努力や価格低減努力をどのように織り込んでいるか。
- すべての事業者において、現行原価に比べると、購入電力料（費用）、販売電力料（収益）ともに大幅に増加しているが、購入単価と販売単価の考え方には整合性はあるか（例えば、購入単価が高くなる一方、販売単価が低いといったことはないか）。
- 購入電力料（費用）の内訳を見ると、事業者ごとに差はあるが、総じて、火力（相対取引）、FIT、取引所取引からの調達額が占める割合が大きい。また、販売電力料（収益）については、総じて、相対卸、取引所取引からの収益が占める割合が大きい。こうした金額の大きな項目については、特に丁寧に審査していくべきではないか。

相対取引（購入）主な論点

- 原価算定期間内に契約更改が予定されているものについて、どのような効率化努力が織り込まれているか。特に、現行の契約単価と同額が織り込まれているケースと現行の契約単価よりも高い金額が織り込まれているケースがあるが、後者について合理的な理由があるか。
- 自社が出資している会社等からの購入電源料については、固定費の削減等、十分な効率化努力が織り込まれているか。
- 24年度以降の相対取引について、（売り手である発電事業者の）容量確保契約金額による収入相当の料金低減を織り込んでいるケースと織り込んでいないケースがあるが、後者について合理的な理由があるか。
- 原子力発電による購入電力について、どのように織り込んでいるか。

相対取引（販売）主な論点（1/2）

（総論）

- 量、価格の見積りに合理性があるか。

（量について）

- 算定の考え方が、①過年度の販売実績量（四国電力）、②来年度に確定している販売量（東北電力）、③来年度に見込んでいる販売量（北陸電力、中国電力、沖縄電力）、と事業者によって異なるが、どのような考え方が合理的か。
- 東北電力について、上記のような考え方を採る場合には、申請後に行われた第2回オークションの結果も織り込むべきではないか。
- 北陸電力、中国電力、沖縄電力について、来年度の販売見込みは合理的か。

（価格について）

- 算定の考え方が、①過去実績（沖縄電力）、②過去実績+ α （中国電力）、③来年度に確定している販売分の単価（東北電力）、④スポット市場価格- α （北陸電力）、⑤スポット市場価格+ α （四国電力）、と事業者によって異なるが、どのような考え方が合理的か。特に、スポット市場価格よりも低い価格想定を織り込むことは合理的と言えるか。
- 東北電力について、上記同様、第2回オークションの結果も織り込むべきではないか。
- 北陸電力について、スポット市場価格よりも低い販売価格を織り込むことは合理性か。

相対取引（販売）主な論点（2/2）

（常時バックアップ）

- 常時バックアップによる販売電力料を織り込んでいる事業者（東北、中国、四国）について、量、価格の見積もりは合理的か。特に、**小売料金メニューの改定に伴う単価増を適切に織り込んでいるか**。また、24年度以降の価格において、容量確保契約金額による収入を控除している事業者がいるが、こうした考え方は合理的か。
- 常時バックアップ単体による販売電力料を織り込まず、相対契約に含まれるとしている事業者（北陸、沖縄）について、相対契約の量、価格の見積もりは合理的か。